

(案)

## 墨田区オリンピック・パラリンピック地域協議会規約

(設置)

第1条 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)を契機とした本区の活性化に向けて、区民、区内関係団体及び区が連携して取組を推進するため、墨田区オリンピック・パラリンピック地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(活動)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 大会に関する情報共有及び連絡調整に関すること。
- (2) 大会に向けた気運醸成に関すること。
- (3) 大会を契機に地域の活性化を図るための自主的な取組に関すること。
- (4) その他大会を契機とした本区の発展に資する活動に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、町会・自治会、スポーツ、文化、産業観光、教育、まちづくり、環境、安心・安全、福祉保健等の各分野における区内関係団体等及び大会公式スポンサーをもって構成する。

(役員)

第4条 協議会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 若干名

(役員を選任)

第5条 役員については、会員の中から総会において選任する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、選任された日から協議会の解散の日までとする。ただし、役員が属する団体における役職変更等の事情がある場合は、この限りでない。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときに、その職務を代理する。
- 3 会計は、協議会の会計を行う。

(案)

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議の招集)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)

第9条 協議会の中に、次の部会を置く。

(1) おもてなし・交流部会

(2) スポーツ・健康部会

(3) 文化・観光・産業部会

(4) 教育部会

(5) まちづくり・環境部会

(6) 未来枠

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、墨田区地域力支援部に置く。

(解散)

第11条 協議会は、大会終了後、本会の議決により解散する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成29年9月2日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年4月23日から施行する。